

商品券受け取りに関するQ&A

<p>Q. 商品券の配布はどのような方法か？</p>	<p>A. 「ゆうパック」にて郵送いたします。(受け取り時にはサインが必要となります。)</p> <p>ご不在の場合には不在連絡票が投函されますので、不在連絡票に従って再配達予約または郵便局での受け取りをお願いします。</p>
<p>Q. 商品券の配布対象者はどうなっているのか？</p>	<p>A. 令和4年6月30日時点で飯豊町の住民基本台帳に登録されている方(住民票上の住所が飯豊町となっている方)です。世帯ごとに、ご世帯主様宛に郵送させていただきます。</p>
<p>Q. 配布期間はいつからいつまでか？</p>	<p>A. 令和4年10月1日(土)から10月14日(金)までの間に郵送いたします。</p> <p>ただし、不在連絡票による再配達予約や郵便局受け取りの場合、お手元に届くのが10月15日以降になる場合がございますのでご了承ください。</p>
<p>Q. 隣近所は届いているのに、うちにはまだ届かない。不在連絡票も届いていない。</p>	<p>A. 地区や世帯によって配布日時が前後する場合がございます。順次お送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、不在連絡票の取り扱いについては、地区によって対応が異なっております。ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p><中津川地区> 郵送時にご不在の場合、不在連絡票を投函いたします。</p> <p><その他の地区> 郵送時にご不在の場合、不在連絡票を入れず、数日後に2回目の郵送を行います。2回目の郵送時にご不在の場合に不在連絡票を投函いたします。</p>

<p>Q. 7月1日以降に町外へ引っ越し、住民票を他市町村に移した。その場合は商品券を受け取ることはできるか？</p>	<p>A. お受け取りいただけます。 ただし、商品券は6月30日現在の住民票上の住所に郵送されます。郵便物の転送手続きを行っていただければ、新住所に郵送されます。転送手続きを行っていない場合は、10月31日（月）以降に役場窓口までお越しくください。 ※ご世帯主様が別にいらっしゃる場合は、他のご世帯員様と一緒にご世帯主様宛にお送りされます。</p>
<p>Q. 住民票上は飯豊町民だが、実際の居住地は他市町村である。その場合は商品券を受け取ることはできるか？</p>	<p>A. お受け取りいただけます。 ただし、商品券は住民票上の住所へ送られます。郵便物の転送手続きを行っている場合は現住所へ転送されます。転送手続きをしていない場合は不在連絡票に従って郵便局でお受け取りいただくか、10月31日以降に役場窓口にてお受け取りください。 ※ご世帯主様が別にいらっしゃる場合は、他のご世帯員様と一緒に世帯主様宛にお送りされます。</p>
<p>Q. 7月1日以降に別住所に引っ越した。商品券を新住所に送ってほしい。</p>	<p>A. 対象者確認及び送付作業の都合上、6月30日現在の住民票上の住所に郵送いたします。郵便局にて新住所への転送手続きをしていただきますようお願いいたします。転送手続きを行っていない場合は10月31日以降に役場窓口までお越しくください。</p>
<p>Q. 入院その他事情により、本人の受け取りができないが、どうすればよいか？</p>	<p>A. 受け取る方の身分証明書類（マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの）をご持参の上、10月31日以降に役場窓口までお越しくください。役場窓口にて商品券をお渡しいたします。 ※郵便局窓口での受け取りは世帯主又は世帯員に限られます。ご了承くださいますようお願いいたします。</p>

<p>Q. 配達期間に在宅しておらず、郵便局の保管期限内に受け取りできない場合はどうすればよいか？（不在連絡票記載の郵便局保管期限内に再配達や郵便局受け取りの手続をしないでしまった。）</p>	<p>A. 10月31日以降に役場窓口で受け取りすることができます。受け取りの際には本人確認をいたしますので、身分証明書類をご持参ください。</p>
<p>Q. 役場窓口まで行くことができない。再度郵送してほしい。</p>	<p>A. 限られた予算により郵送を行っております。そのため、再配達期間を過ぎた商品券を再度郵送することは致しかねます。大変申し訳ございませんが、役場窓口までお越しくくださいますよう、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。</p>

商品券の利用に関するQ&A

Q. 商品券はいつからいつまで使えるのか？	A. 令和4年10月15日（土）から令和5年1月31日（火）の期間でご使用いただけます。
Q. 商品券はどこで使えるのか？	A. 町内の各事業所でお使いいただけます。 取扱店舗には、店頭で「取扱店舗ポスター」が掲示されております。 詳しくは商品券に同封されている対象店舗一覧をご確認ください。
Q. 商品券が使えないものはあるのか？	A. 以下のことには使用できません。 ・税金のお支払い ・借入している品代のお支払い ・商品券、プリペイドカード、切手、官製はがき、印紙、たばこの購入 ・現金との引換
Q. 商品券を使ったときにお釣りは出るのか？	A. お釣りは出ません。ご了承くださいますようお願いいたします。